

保険診療と個別指導（歯科）

第9回

歯周治療

厚生労働省東北厚生局

2023年8月31日

ひと、くらし、みらいのために



歯周治療

歯周治療

歯周治療の実施に当たっては、「**歯周病の治療に関する基本的な考え方**」（令和2年3月日本歯科医学会）を参考に、歯周病の検査、診断、治療計画の立案を行い、適切な治療を行う。

歯周治療

- 歯周基本治療（スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング）
- 歯周病処置
- 歯周病安定期治療
- 歯周病重症化予防治療
- 歯周治療用装置

歯周治療

歯周治療

歯周治療の実施に当たっては、「**歯周病の治療に関する基本的な考え方**」（令和2年3月日本歯科医学会）を参考に、歯周病の検査、診断、治療計画の立案を行い、適切な治療を行う。

診断等における留意点

- 歯周病に係る**症状、所見、治癒の判断、治療計画を診療録に的確に記載**し、診断根拠や治療方針を明確にする。
- 歯周病検査及び画像診断の**結果等を診断及び治療に十分に活用**する。
- 必要に応じて歯周病検査を実施し、**経過を確認**する。

歯周治療：歯周基本治療

歯周基本治療

歯周病の**炎症性因子の減少又は除去**を目的とする処置をいう。

算定上の留意点

- 歯周病検査等の結果に基づき**必要があると認められる場合に実施**する。歯周病検査が実施されていない場合は、算定できない。
- スケーリングとは、歯面に付着している**プラーク、歯石、その他の沈着物**をスケーラー等で**機械的に除去**することである。
- スケーリング・ルートプレーニングとは歯周病罹患歯根面に付着した**歯肉縁下歯石**及び粗造で細菌やその代謝産物を含む**病的セメント質**を**除去**し、生物学的に為害性のない**滑沢な根面に**することである。
- 2回目以降のスケーリング及びスケーリング・ルートプレーニングは、**歯周病検査の結果を踏まえ**、その**必要性、効果等を考慮**した上で行う。

歯周治療：歯周病処置

歯周病処置

歯周病の症状の改善を目的として歯周ポケット内へ**特定薬剤を注入**する処置をいう。

算定上の留意点

- 1口腔単位として1回につき算定する。
- 使用薬剤名を診療録に記載する。
- 歯周病処置を算定する歯周ポケット内に特定薬剤を注入する場合は、用法用量に従い使用した場合に限り**特定薬剤料**として別に**算定**する。
- 歯周基本治療の後の歯周病検査の結果、期待された臨床症状の改善がみられず、かつ歯周ポケットが**4mm以上の部位**に対して、十分な薬効が期待できる場合において、**計画的に1月間特定薬剤を注入**した場合は、算定可能である。なお、当該処置後、再度の歯周病検査の結果、臨床症状の改善はあるが、歯周ポケットが**4mm未満に改善されない**場合であって、さらに**1月間継続して薬剤注入**を行った場合は同様に算定する。
- 歯周病による**急性症状等に症状の緩和**を目的として、**歯周ポケット内へ薬剤注入**を行った場合は、算定可能である。

歯周治療：歯周病安定期治療

歯周病安定期治療

歯科疾患管理料又は歯科疾患在宅療養管理料を算定している患者であって、**4mm以上の歯周ポケットを有するもの**に対して、一連の**歯周基本治療等の終了後**に、一時的に**症状が安定した状態**にある患者に対する処置等を評価したものである。

算定要件

- **歯周組織の状態を維持し、治癒させることを目的**としてプラークコントロール、スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング、咬合調整、機械的歯面清掃等の継続的な治療を開始した場合は、**月1回に限り**算定する。
- 歯周病安定期治療の開始に当たって、**歯周病検査を行い、症状が一時的に安定している**ことを確認した上で、歯周病検査の結果の要点や歯周病安定期治療の治療方針等について**管理計画書を作成し、文書**により患者又はその家族等に対して**提供し、その写しを診療録に添付**する。その他療養上必要な管理事項がある場合は、患者に説明し、その**要点を診療録に記載**する。

歯周治療：歯周病安定期治療

歯周病安定期治療

歯科疾患管理料又は歯科疾患在宅療養管理料を算定している患者であって、**4mm以上の歯周ポケットを有するもの**に対して、一連の**歯周基本治療等の終了後**に、一時的に**症状が安定した状態**にある患者に対する処置等を評価したものである。

算定要件

- 2回目以降の歯周病安定期治療の算定は**前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過**した日以降に行う。ただし、歯周病安定期治療の治療間隔の短縮が必要とされる場合又はかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所において歯周病安定期治療を開始した場合は、この限りではない。
- 2回目以降の歯周病安定期治療において、継続的な管理を行うに当たっては、必要に応じて**歯周病検査を行い症状が安定していることを確認**する。また、必要に応じて**文書**を患者又はその家族等に**提供**する。
- かかりつけ歯科医機能強化型診療所において歯周病安定期治療を開始した場合は、**かかりつけ歯科医機能強化型診療所加算**として、120点を所定点数に加算する。

歯周治療：歯周病重症化予防治療

歯周病重症化予防治療

歯科疾患管理料又は歯科疾患在宅療養管理料を算定している患者であって、2回目以降の歯周病検査の結果、**歯周ポケットが4mm未満**の患者に対する処置等を評価したものである。

算定要件

- 対象となる患者は、**部分的な歯肉の炎症**又は**プロービング時の出血**が認められる状態のものである。
- 歯周病の**重症化予防を目的**としてスケーリング、機械的歯面清掃等の継続的な治療を実施した場合に1口腔につき**月1回に限り**算定する。
- 歯周病重症化予防治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や歯周病重症化予防治療の治療方針等について**管理計画書を作成**し、**文書**により患者又はその家族等に対して**提供**し、その**写しを診療録に添付**する。その他療養上必要な管理事項がある場合は、患者に説明し、その**要点を診療録に記載**する。

歯周治療：歯周病重症化予防治療

歯周病重症化予防治療

歯科疾患管理料又は歯科疾患在宅療養管理料を算定している患者であって、2回目以降の歯周病検査の結果、**歯周ポケットが4mm未満**の患者に対する処置等を評価したものである。

算定要件

- 2回目以降の歯周病重症化予防治療において、継続的な管理を行うに当たっては、必要に応じて**歯周病検査を行い症状が安定していることを確認**する。また、必要に応じて**文書**を患者又はその家族等に**提供**する。
- **2回目の歯周病検査**の結果、歯周病重症化予防治療を開始した後、**再評価**のための歯周病検査により**4mm以上の歯周ポケット**を認めた場合、必要に応じ**歯周基本治療**を行う。
- **歯周基本治療終了後**、歯周病重症化予防治療を開始したのち**4mm以上の歯周ポケット**を認めた場合、**歯周病安定期治療**を開始する。
- 歯周病安定期治療を開始した後、**病状が改善し歯周病重症化予防治療**を開始した場合であって、**再評価**のための歯周病検査により**4mm以上の歯周ポケット**を認めた場合、**歯周病安定期治療**を開始する。

歯周治療：歯周病安定期治療・歯周病重症化予防治療

共通項目

算定要件

- 歯周病安定期治療から歯周病重症化予防治療へ移行する場合、前回歯周病安定期治療を実施した月の翌月から起算して2月を経過した日以降に歯周病重症化予防治療を算定できる。なお、歯周病重症化予防治療から歯周病安定期治療に移行する場合も同様の取り扱いとする。
- 歯周病重症化予防治療は、歯周病安定期治療を算定した月は算定できない。
- 歯周病安定期治療は、歯周病重症化予防治療を算定した月は算定できない。

歯周治療：歯周治療用装置

歯周治療用装置

重度の歯周病で**長期の治療期間が予測される歯周病患者**に対して、治療中の咀嚼機能の回復及び残存歯への咬合の負担の軽減等を目的とするために装着する**冠形態又は床義歯形態**の装置をいう。

算定要件

- **歯周精密検査を実施**した患者に対して算定する。
- 印象採得、咬合採得、装着、調整指導、修理等の基本的な技術料及び床義歯型の床材料等の**基本的な保険医療材料料**は所定点数に含まれ別に**算定できない**。なお、設計によって歯周治療用装置に付加される部分、すなわち**人工歯、鉤及びバー等**は別途**算定**する。
- 歯周治療用装置の製作後に患者の都合により診療を中止した場合の請求は、歯科修復物又は欠損補綴物の製作後診療を中止した場合の請求と同様とする。

歯周治療：指導における頻出指摘事項

頻出指摘事項

東北6県の歯科医療機関において共通して認められる要改善事項

診断等

- 歯周病に係る症状、所見、治癒の判断、治療計画等の診療録への記載がない又は不十分であり、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。
- 歯周治療の実施に当たっては、「歯周病の治療に関する基本的な考え方」（令和2年3月日本歯科医学会）を参考に適切な治療を行うこと。
- 歯周病に係る診断根拠、治療方針、治癒の判断及び治療計画の修正等が不明確な例が認められたので、歯周病検査及び画像診断の結果等を診断及び治療に十分活用すること。

歯周治療：指導における頻出指摘事項

頻出指摘事項

東北6県の歯科医療機関において共通して認められる要改善事項

歯周基本治療

- 算定要件を満たしていない歯周基本治療を算定している次の例が認められたので改めること。
歯周基本治療を歯周病検査の結果に基づいて行っていない。
- **不適切な歯周病検査結果**に基づいて、歯周基本治療（スケーリング・ルートプレーニング）を実施している不適切な例が認められたので改めること。
- **必要性の認められないスケーリング・ルートプレーニング**を実施している例が認められたので、歯周病検査の結果、画像診断等に基づく的確な診断及び治療計画により適切な治療を行うこと。

歯周治療：指導における頻出指摘事項

頻出指摘事項

東北6県の歯科医療機関において共通して認められる要改善事項

歯周病安定期治療

- 管理計画書に記載すべき内容について、**画一的に記載している**又は**記載の不十分**な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - ア 歯周病検査の結果の要点
 - イ 歯周病安定期治療の治療方針
- 一時的に**症状が安定した状態に至っていない**場合に、算定できない歯周病安定期治療を算定している例が認められたので改めること。
- 歯周病安定期治療の実施に際しては、一連の歯周基本治療等の終了後に、一時的に病状が安定した状態であって、継続的な治療が必要と判断された患者に対して、**病状の安定を維持し、治癒させることを目的**として実施すること。

歯周治療：指導における頻出指摘事項

頻出指摘事項

東北6県の歯科医療機関において共通して認められる要改善事項

歯周病重症化予防治療

- 管理計画書に記載すべき内容について、**画一的に記載している**又は**記載の不十分**な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - ア 歯周病検査の結果の要点
 - イ 歯周病重症化予防治療の治療方針
- 歯周ポケットが**4 mm未満**で部分的な**歯肉の炎症**又は**プロービング時の出血**が認められる状態のものに該当していない場合に、算定できない歯周病重症化予防治療を算定している例が認められたので改めること。
- 歯周病重症化予防治療に際しては、2回目以降の歯周病検査終了後、歯周ポケットが4 mm未満の患者で部分的な歯肉の炎症又はプロービング時の出血が認められる状態であって、継続的な治療が必要と判断された患者に対して、**歯周病の重症化予防を目的**として実施すること。